

法別紙相添差上申候之條、程宜御成就奉願候。此段爲可申上、如斯御座候。恐慌謹言

竹末喜太夫

九月十二日

江上六右衛門様

大山水主様

人々御中

この報告にも大殿様より格別の御懇命云々と見える。

一八、獨尺萬量儀等の測量

測量法別紙相添とあるが、その別紙も續いて書留めてある。即ち

箱崎御茶屋前大潮之節波打際に御杭有之處を本座と定め、此處に測器大方儀并郡方丸矩、且又獨尺萬量儀、小方儀、方位定木、以上五器相居へ、先白濱砂山に一本有之二股松を目當とし見込、五器共に方位相揃處、戌式十壹度に當る。此方位野帳に記す。又髪毛崎を目込事右之如く方位戌六度に當る。此亦野帳に記す。於是空眼に右兩所凡壹里半より貳里内外に相見ゆるに付開揚御傳書前とは貳十分一とは申せとも相成だけ開きの繩長き方相好に候に付、拾五六町より貳拾町迄之處と見込、地藏松原北外れ多々羅川洲口を限り白砂平面之場所有之處に座を建、開座と定む。……

文中に獨尺萬量儀があるのは獨尺器の工夫のならざる以前のものがあつて、それを使つてゐるものか。

これ迄の小測量には測器は大方儀小方儀の兩器を使用する。

最早晩景となり、歸宿して翌日は宿許にてハルフロントを以て方位を正しく紙上に圖出し、寸を定の形を作り、之を開て

直徑之數を求むる處、八線表に據て小開毎に正切正割を求め、比例に依て數を求る者、分度術にて寸尺を取たる數と間數相等し。……

依之而兩所之町數小書付を以て奥頭殿迄申出候事。外に測量御繪圖、壹分五厘拾間之積に相仕立、差上げ置候。

一九、久間太六と星野の舊測器修復

更に附言があつて、次の如く見える。

此節之測量に就而測器夫々相様し候之處、大方儀（此大方儀は郡方と久間太六に備合に御渡し相成候事）に越す御器は無之歟と存候。目込も仕安く、方位は取易く、手軽くして盤心の居り座宜敷、其重實仕申候、何卒追々相仕立申度、此器有之候得者、遠近高下に拘らず何にても出來仕かと相考申候。

郡方丸規此節申出、御用借仕相用申候。此御器元は星野助右衛門より相納候が之由、數年に及御用違不仕候に付、久間太六最前郡方支配之節申出、修復仕、其節少し自分工夫も加へ仕立上げ相納置候由、極々委敷、殊に方盤二尺四方にして一體の器太く、度の切れも能く候得共、只今之通に而は目込筒之巢中狭く、格別遠

き場所が目當之印見え候儀も有之候得者、大方儀には不及哉と相考申候。小方儀は下り墨不用、急場速に用達仕、至而重寶には候得共、格別遠き測量には立金之内見込之穴廣くして見易くは候得共、穴之内左右之切れ委敷見込時は、迷ひ出來致す事も有之候。是は喜ら早測量に大に用達仕ものと相考申候。

それから八月五日に箱崎の測量へ出掛けたのは、竹末喜太夫が仰せに依つて測量物受持に當り、久間太六が手傳役を勤め、其外には荒井重八、山路小四郎、青柳平藏と久間悻爲十郎、都合六人であつた。

右之六人に而五器共相見込、銘々存寄申出、評議之上、精々見込相定め方位取極候之事。
竹末喜太夫

九月十二日

二〇、星野廓庭子碑

郡方の古測器を取出して修復したと云ふものは、元祿中の國繪圖作製の時に星野助右衛門の使用したものと云ふのであるが、此人は寛文十二年に「算學啓蒙註解」を作り、又「股鉤抄」を著した星野實宣其人である。幸に星野廓庭子碑が今失はれながら其碑文の寫しがあるから、茲に記して置く。

星野實宣。以三寛永戊寅。生三本州秋月邑。自レ少陪三仕邑公。夙嗜三數學。辭三官往三關東。遇三横川氏。會悟三元之妙。大起三算學。四方宗之。乃解三算學啓蒙。以開三明松庭之秘奧。歸三于本州。仕三于邦君江龍公。尤長三推歩。深通三郭曆。製三儀象。著三圖書。發三前輩所未レ發。爲レ人質直。有レ志操。有レ心愛レ物。今故奉三公命。巡三行郡邑。道上罹レ病而逝。臨レ終尙議三官事。論說如レ常。言已而瞑矣。壽數六十二。正是元祿己卯十二年三月七日也。

この碑文は竹田定直撰である。四字十二句の銘は略した。廓庭子既に逝いて九十九年、舊碑願仆

刻辭剝滅、復子孫の再建に任するなく、學者の悲む所であつた。是に於て、致仕算學官廣羽翁佳古は、算學官山本延常、松尾美明と出資して、再び碑を建て、舊文を刻した。其事は寛政九年四月、竹田定直記して附刻されて居る。

碑文には元祿中の地理測量の事は夫れとは明記してないが、上述の郡方にある測器の事から思へば、郡邑を巡行したとは其事業の爲であらう。

二一、久間修文碑文

上述の測量に惣受持であつた竹末喜太夫の經歷は今之を詳かにせぬが、久間太六修文は藩の有力な算家であり、碑文も現存し、家記に經歷を悉しく記るしてもある。さうして其關係から竹末の事も亦稍々知るべきものがある。先づ修文の碑文を擧げて置く。

先生久間氏。名修文。號坦齋。稱太六。少好三算學。初學三横川氏法。既造三堂奧。以爲、數深三止此。文政十年丁亥。遊三江戸。從三長谷川氏。學三關氏法。究三其精蘊。及レ歸三本藩。名譽大著。來學者衆。乾龍公好三大谷氏測量術。聞三先生篤志。特命賜三其秘書。遂該三通三家算法。其教三門人。極三深切。至レ老不レ倦。門人前後不下レ千。盡得三其學。者。亦有三數輩。所レ著算法。覽運三卷。算圖一卷。學者皆取レ法焉。蓋本藩雖レ不レ無三其人。及三先生。而數學如三大成。先生享年六十五。以三文久元年辛酉二月四日。沒。葬三于博多聖福寺子院順心庵。今歲春先生七回忌辰。門人相謀立レ碑。略誌三術業所三淵源。以表三追慕之誠。如三其世系履歷。則以レ有家傳。不三復備載焉。銘曰。六藝之要。三才之秘。先生親勞。後學受レ賜。
慶應三年丁卯二月。及門生白井容胤撰。

この碑文中に乾龍公が大谷流の測量術を好んで、特に修文へ其秘書を賜ふとあるのは、黒田齊清の測量の事蹟に關し固より注意を要するのである。

修文の著「算耐」一巻と云ふものは、未見である。私は大正中九州に遊んで、後孫久間計吉氏を訪ふたとき、其家に數學の藏書は多かつたが、普請用の爲に故舊の人へ與へたので今多く存在せず。残念なことをしたと、悲痛の念で語られたことは、今も記憶に新らたである。その藏書が完全に残つて居たなら、樂善公の測量關係の事蹟もつと多くを知り得られたのではないかと思ふ。上述の書類若干は残存のものの中から見出したのである。

碑の所在は、博多御供所町で、久間氏の墓所にある。

二二、久間家記の太六修文閱歴

「久間家記」に據れば、久間太六修文は寛政九年に生れ、文化四年十一歳を十五歳と云ふ事にして亡父の跡を襲ぐ。同八年松尾彌内へ算術入門。同十一年以來藩侯齊清並に養子齊溥の參勤の御供として屢々上府する。江戸でも廣羽曾藏が詰めて居るので、就いて學ぶ。文政二年十一月横川流算術免許を廣羽家で相傳される。

文政十年江戸で長谷川善左衛門寛へ入門、天保三年筑後柳河へ長谷川の若先生十左衛門弘が來て

居るので、數十日間同所へ行つて學ぶ。六年十二月から教授を始める。

天保七年中御郡役所へ勤め、八年十二月六日同所備への規（マルカネ）仕立直並に傳書仕立差出を申付られる。之に就き次の記載がある。

但本丸規は元祿年中御國繪圖御仕立の節、星野先生最初に被相仕立候規之由、夫故今御本丸に有之分とは大同小異也。然共其後取扱候人も無之哉、大破損致居候間、□に用達候様手入可仕旨、（御郡奉行）川鶴又左衛門殿被申談之條、鍛冶大工江申付、三百六十度之目をも盛添、八線表御買上に而添、又乗除之業さへ致出來候様は誰にても遣方出來候様に傳書仕立、猶丸かねの作法をも書加、一冊として差出置候事。

この記載は上述の補ひとならう。三百六十度の目盛や、八線表使用の事などは、今始めて添加したのである。ここに云ふ一冊に仕立てたと云ふ書物も、今之を見ぬ。

更に次の記載がある。

弘化三年十二月算術執心旨、大殿様達御聽、依之野方甚左衛門殿より大谷流測量法免狀相傳に相成候事。但測量法大殿様より御問答、此前後度々有之、夫々書記別冊有之。

尙別の所に弘化三年十二月、大殿様仰付らるゝに依つて、野方から免狀相傳になつたともある。又次の記事がある。

弘化四年末、學問所御備之渾天儀相仕立、書物相添、寸志差上度旨申出候處、播磨殿御開濟ニ相成候而則差上。

二三、久間修文の實子と養子

竹末喜太夫の下に測量に當つた一人は久間太六倅爲十郎であつたが、此人は諱を存誠と云ひ、文政十一年生、中年針醫となり、泰順と號した。「二十歳の頃より眼疾にて、一圓快無之、家名相續不相成候條、横井集藏二男太平十五歳に相成を修文養子とし、存誠に代えて許を續しむ」とは、家記の記載である。

太平直道、修文の養子になつたのは、安政二年乙卯十一月十一日也ともある。文政十年に太六修文の受けた關流見題免許を、弘化三年丙午四月十三日修文より久間爲十郎存誠宛に讓與と記してあるが、爲十郎此年十九歳である。

二四、廣羽修古の皆傳添狀

久間氏書類に竹末喜平次、後改喜太夫、又改吉太夫とあるのは、右言ふ測量の竹末喜太夫であらう。横川流の免狀に關係の人である。

横川流の免狀は、

横川流七傳廣羽會藏

大谷流測量法、關流、横川流兼學數術雜奧。担齋先生嘗屬ニ於予。先生歿後。嗣直道其術未レ成。故予奉レ命攝ニ教授。然今直道數年勉強。而其術已習熟。因見隱伏三題。及當流新撰之妙算。不レ遺秘傳與レ之。將來加レ思究ニ精妙之理一者。則在予之身一矣。
慶應三年丁卯二月四日
久間 太平 殿

竹末市左衛門正道

修古より「文政己卯仲冬吉辰、久間宅平修文丈」と宛てたものがあり、皆傳添狀として、前頁末の記載がある。

これで見ると、竹末市左衛門は久間修文の門人で、修文の歿後に代つて數學教授に當つたのであり、養嗣子太平直道が慶應三年には二十七歳にもなり、三流併せて傳授をも得たので其免許を與へると云ふのである。

この市左衛門は喜太夫の跡らしい。

横川流は星野實宣の師が横川玄悦であるから、その流名を稱し星野から福岡ではずうつと傳つて居たのである。その傳承の大部分は判つてゐる。

大谷流の免狀と云ふもので、久間修文の受けたのは、今之を見ぬのが惜しい。

二五、照山甚右衛門貞信と黒田齊清

照山甚右衛門貞信は筑前志摩郡（現糸島郡）久我村寺山の人、江戸の藤田貞資の派を引いた算者である。此人も亦黒田齊清との關係があつた。貞信の歿したのは嘉永二年十一月二十四日で、七十二歳であつた（採訪記事に據る）。其家は後に石川と改姓したが、後裔石川桂藏氏の家に遺つた一通の書狀は、宛名の所は失はれてゐるが、桂藏弟石川眞吾氏が次の解題を加へたものがある。

この手紙は福岡藩士村上伊平なるもの、照山の門弟なることを傳聞き、御納戸役松原平五郎、當時江戸青山御殿に閑居中の大殿少將様の命を受け、福岡伊崎在住の村上宛、貞信の流儀道具等を問合せ來りたる書狀なり。其後量地の件につき問合せ來りたるを以て、貞信直に回答したるに、少將様大に喜ばせられ、筑前第一との褒辭を賜はり、且つ追て筑前表に通達する旨申越たる由なれども、其後久しからずして、少將様薨去、平五郎、甚右衛門も亦相次で死亡し、爲に何事もなかりしとのことなり。

書狀には後四月とあるから、嘉永二年閏四月のものと思われる。照山貞信は此年十一月に歿した。

その書狀に言ふ。

……然者量地之術、年來調子被遊、現業を以て御驗し被遊候處、未だ最上流之所は御驗し不被遊候得共、横川大谷溝口關等之術は過半御用被試相成候。悉く何れの流儀も合候而、關流は二流有之、何れも關流に候得共八線表に依者算を加候得共、天文臺等に而は天文は天文、量地は量地と修行二た筋に有之、量地之術は尤規矩術之理を以て積候事に而、是又能合申候。一種天文之甲度之違を以て規矩術之理薄く地平も潤(?)ね薄く三角術のみを積候而量地之理專に不仕、扱又數術に依而量地の術を施し候一流有之、江戸表專多く、天文臺とは餘程違ひ候關流之一種有之候。原田多仲太之傳來、此法に候哉、御尋被遊候得共、御存之通、私天文量地數術存不申候事故、御問合に及候。扱又阿闍陀之量地術者天文を本とし、甲度之違を以て量地に及し候所、天は異同有之、又晝夜業を盡し合兼候事多く、現驗之上に而天文臺に而者、天文は關法、量地は又別に相成、先を以て合せ候得者よろしき法に御座候。是之流儀者關流に候哉。此之關流都而方位之違を以て直徑を得候流儀(?)故地平不取し而あらわれ直徑を得る事、眞に迫り候事、大谷溝口横川同様に有之、只線を引而圖となす大谷溝口横川之仕方も、八線表に依と依らざるとの違に候得共、業者天之甲度之違に依らす、方位之違を以て直徑を得候。其直徑を種として高を得事之仕方に御座候。稻生解動由が測量せしも此術に御座候。扱又志摩郡久家村之内寺三層住之百姓、天文曆學數術に精き者有之由、右者何れの術に候而、何の流儀に候哉。是又御問

合申候様、被仰付候。扱又前文之外に分度之術と申者有之、是者未だ右之流儀之人大殿様御問合不被遊候に付、馳とは御分り不被遊候得共、大谷溝口等に近き流儀には無之哉。御考被遊候外に、備前岡山に一流有之、是は關流にちかく、尤方位之違を以て直徑を得候方之關流に近き由に御座候。片山金彌と申者に折々天文臺御用も相動、流儀は無之、格別よろしき由に御座候。寺山村之分者何れの流儀に候哉、御承知被遊度、被仰付候。扱又寺山村より傳之流儀は何と申道具を相用候哉。横川流は丸規と相用い、溝口大谷は見盤及び大方儀小方儀を相用候。稻生等之關者流中圓并に小方儀相用ひ、間に者地不徑儀も相用候。今一つ之關流者象限儀を相用候。尤象限儀に盤針も付居り候。右之通り之都合に而、寺山にて者何れの品を相用候哉、御尋被遊候。急には家業に木に而金具なしにも測器は出來に付、如何様之器を用ひ候流儀に候哉、御考被遊旨御沙汰御座候。關法者江戸表には常に相用候人多く候得共、是は常に八圓儀或は四圓儀を用申候。しかし天文臺に而者合不申と飾りものに相成居申候。如何にも右之理も可有之哉、年々に彼國之圖相違仕候由相伺候。此段掛合候様被仰付候に付、御答否可被仰下候。恐惶謹言。

二六、照山貞信の師傳

此書狀は江戸詰松原平五郎が大段様樂善公の意を承けて、村上伊平へ寺山の百姓照山貞信之測量の流儀や用具の事など問合せたものである。諸流の様子など記してあるのは貞信の流儀との比較に言つたものであらう。

伊能忠敬を稻生とあるのは只聞いて書いた爲でもあらうが、伊能を關流の一派と言ふのも、餘り深く事情が判つて居ないやうである。

村上伊平から照山宛の書狀には、教授の爲に福岡へ出て來て欲しいと云ふやうなものもある。書狀中に見へたる原田多仲太とは、照山の師である。名は政春、字を君熙と云ひ、筑前怡土郡(今

は糸島郡一貴山村)武の中津領の人で、初め川本雄七盡臣(或は盡臣)に學び、次で城崎庄右衛門方弘に従ひ、最後に藤田貞資の門人となる。天保三年冬に七十七歳であつた。方弘は元と山路主任門人であつたが、師の存生中には未だ皆傳せず、従つて同門の高弟貞資から傳を受ける。原田も亦こゝに記す如き事情であつたとは、照山貞信が算家の傳系を書いたものに見える。原田の算學は一面には唐津藩中へも傳へられて居た。藩の算者に原田團兵衛能興あり、藩の移封に依つて遠州濱松へ移り、更に羽州山形に轉じたが、政春の著書も此關係から山形へも傳へられて居たので、動もすれば此兩原田に就いて混同の誤解を引起さんとするのである。私は其關係を知りながら、うつかりして思ひそこねた事もある。

初入三盡臣門一。後爲三方弘弟子一。方弘死。歷術未二皆傳一。故爲三貞資門人一。

二十七、ホルトガル學問所

照山貞信遺品中にも、樂善公の諮問に依れる測量問答の寫本があるが、首に測器三百六十度盤針及象限儀の二器、人皆知之器なれば、是二器を以て量る所を以て問とあり、先づ測器を限定して居る。書中の一ヶ條は次の通りである。

松源院納涼所より原田銀杏、月成のホルトカル、學問所ノケヤキ等の直徑を得るの法如何。是開場なきが故に甚多端也と思召る。

答には立平不動術に依つて得る。銀杏までの直徑六百五十六間とする。

二八、ホルトカルは樹名

問題其物には別に奇はない。文中のホルトカルとは樹種の名である。嘗て其事を知らないで、ホルトカル學問所と云ふのがあつて、其所の樺樹を云ふのかと思はれた。天保弘化嘉永の頃に當つてホルトカル學問所と云ふものが有らうとは固より思はれぬ。けれども福岡の事で、漂流船の有つた事もあるから、さうした遺跡が無いともせぬと思ひ、色々其道の人にも尋ねて見たが、適當の解釋は遂に聞くことが出来なかつた。さうして「中外醫事新報」上に説いて置いたが、之に就き岡の郷土史家許斐友次郎氏からホルトカルとは樹種名にして、堂々たる喬木であり、現に存するものも有るとの事で、一枝を贈られた。山桃を思はせるやうなものである。

貝原篤信(號益軒)編録の「大和本草」(寶永戊子序)及び其他にもホルトカル樹の叙述がある。南蠻流外科書の種類にも其種子を薬用に説いたもののあることは、醫史學會關係の展覧中に見てゐる。是に於て再び醫史學會に於て、ホルトカル學問所と讀むべきではなく、月成のホルトカル、學

問所のケヤキと讀むのが正しい事は、一應談話して置いたけれども、書いて發表することはしなかつた。今再び黒田齊清と測量術に就いて説くこととなつたので、改めて前の記述を訂正する。試みに「大和本草」卷十二の所載を擧げて置く。

ホルトカル、其實杏子に似たり。櫻醫用之、痔瘻等の外治に用る事、香油を用るが如し。ホルトカルは櫻或の國の名なり、其國より出る故名づけしにや。

二九、大谷流の測量術

大谷流の測量術と云ふものは、久間修文の碑文には乾龍公黒田齊清が之を好んで特に修文へ其秘書を與へたと云ひ、竹末市左衛門が慶應三年久間太平へ與へた免許添狀には、久間修文から屬せられたとあるが、「久間家記」では弘化三年十二月に大殿様の仰せに依つて、野方甚左衛門から大谷流の免狀を修文へ相傳された事になつて居る。久間修文の得たその免狀は下記の如くである。この形式から見れば野方は別に傳達しただけに過ぎないやうであり、渡邊以親が直接に久間へ授けたのではないらしい。

大谷流測量術印可免狀は此外にも渡邊以親が人へ授けたものの寫しが

大谷流測量術印可免狀印可
 右皆傳印可如件
 大谷 供隆
 鈴木 光英
 村田 光隆
 渡邊 以親
 野方茂佳君ニリ傳フ

ある。その形式は次に示めす通りである。原本の出所が判らないし、三浦靜馬とは何處の人とも亦判らぬ。久間が得たのは數年の前であらうが、此方は光隆から直ぐ以親となり、靜馬の授けられたのは光隆から光恒を経て以親となり、それから授與したのである。こうした異同のある例は誠に珍らしい。光恒とあるのも、亦珍らしく、此人の著書や其他には凡て村田佐十郎恒光となつて居る。

三〇、三浦靜馬の受けた他の免狀

三浦靜馬の受けた測量術の免狀は猶他の一通がある。首に免狀と記し、規矩元法一術者と書き起して、樋口權左衛門、金澤三人、清水元歸豐吉、それから松村少馬正房、星野彌七盛正、竹永左四郎左翼、太田五右衛門元福、鈴木彌次右衛門直喬の連名があり、「右先師予免許之一卷也、……」と叙し、

弘化二乙巳八月七日
 三浦靜馬殿

と宛てたものである。松村以下の名前は凡て私には他に心當りがない。これは大谷流とは關係がな

大谷流測量術印可
 夫測量術者以空眼目的爲主
 右印可仍如件
 大谷貞四郎平供隆
 鈴木多門藤原光英
 村田如拙平光隆
 村田佐十郎平光恒
 嘉永四亥年臘月吉辰
 渡邊儀右衛門以親
 三浦靜馬殿

長嘯齋榎谷綱安

し、渡邊以親との関係もないのである。

三一、村田光隆享年の兩説、測量術の傳系

「規矩術傳來卷」の渡邊以親の書加へた部分には、大谷以下の名前が並んで居るのは、三浦靜馬への免狀の所載と同じだが、唯村田光恒の次に奥村喜三郎増地の名を加へる。

且つ大谷は伊能解勘由の門人とある。

村田隆光に就いては傳來卷に、藤堂和泉守家僕、染井に住し、字は不曜、號如拙、天保二年辛卯六月十八日卒、歳八十五、淺草誓願寺に葬る、門弟多し。高森觀好友人と爲る。文政元戊寅年、規矩術圖解三卷の著述ありと見える。

不曜は不曜が正し。

「本多利明先生行狀」は文化十二年作と思はれるが、天文地理算術に通達する弟子九人中に村田佐十郎の名がある。

文化十二年六十四、藤堂和泉守殿家來、天文算術軍學を指圖して集鴨に住す

と記す。九人中の馬場正督の男正統撰の「算法傳系」にも、村田光隆を本多の門人とする。寛政甲寅(六年)十月、本多利明等同志八人で關孝和の碑を建てた時にも、光隆は其同志の一人であつた。

文化十二年に六十四歳では、天保二年辛卯歿の時には八十歳に相當し、八十五歳にはならない。何れか一方は正しくない。

又規矩術を溝口林圃に受けて溝口流と稱したことは、遠藤、林など皆一致して之を説く。

「溝口流規矩術全書」と題する乾坤二冊の書は、内に「方圓順度」とあり、序文は「天明戊申(八年)歲秋南呂上旬、東都工匠長官、溝口内匠源林圃撰之」と署し、「天工方圓規矩術之元起」と題して説く所がある。

寛政三辛亥年四月 村田佐十郎平光隆

の名も記るされて居る。又弘化巳年復月増之と云ふ所もある。

平圓規之圖、體名はハルフロントギルケル

天文術町見術に第一の器也

と見え、

逆輪磁鉢、文政三辰年夏月、渡邊儀右衛門

と稱し、

右規矩術乾坤之貳卷者、先師村田如拙翁家藏之一術也。依御望御傳申畢。

嘉永五子歲二月吉辰

渡邊以親

三浦義實殿

ともあるから、渡邊以親が三浦義實へ傳へたものである。義實は三浦静馬と同一人物らしいが、何うか。

坤冊には、五角之新法即ち作圖を文政十亥年二月、築地伊勢屋喜兵衛考之、嘉永四年三月長門府中横行藏考之などあり、且つ嘉永四亥年二月渡邊氏以親再寫ともある。

渡邊以親は村田祖孫の間から溝口流のものを傳へられて居たこと、否むことは出来ない。

「三妙傳諺解」の第三妙のみの零本一冊の中に

于時明和六己丑年七月二日、村田佐十郎光隆不耀と有

と見え、又別の部に

于時安永二癸巳年六月廿八日 (同)

と記したものである。川越在で入手した一冊には、この後者と同じ年紀姓名を記るし、次に渡邊以親の名を署してある。「規矩要法別意口傳」には、于時明和

四丁亥年冬十月として、渡邊以親の姓を署し印章がある。

此等の年紀は村田光隆の關係であらう。

然らば渡邊以親は村田祖孫を経て所謂大谷流と云ふ以外の測量術、規矩術を傳へられたことも、亦甚だ明らかである。

下總國佐原住。寛政十二庚申日本測量し、經緯度有ニ實測書ニ。筑前福岡至ニ御城下ニ。爲ニ金子拜借ニ磁石入る大半圓器を太守へ差上。右測器以親拜見す。

る。これにも拘らず、渡邊が傳來卷に於て、村田祖孫を、伊能忠敬の門人から出たと云ふ大谷流にのみ掛けてゐるのは、甚だ解し兼ねる。

三三、伊能勘解由、記載の批判

伊能勘解由につきて傳來卷前に貞末に記載の如く記す。福岡で金子拜借の爲めに測器を差上げたと云ふ如き事實が果してあつたであらうか。これは誠に疑はしい。筑前太守の爲めに測器の周旋をするとか之を示すやうな事は固より有り得る事であらう。亡友大谷亮吉編「伊能忠敬」(大正六年、頁三五)にも此事に論及し、

徵祿なりと雖も苟も公命を帯びて出張せる幕府直參の士が實測器具を典して金子を借用せりと云ふは、頗る怪訝に堪へざるのみならず、これを忠敬の日記に徴するも、福岡城下に於て借金若くはかゝる事件の存在を推察せしむるが如き交遊記事の存するを見ず。

と云ひ、傳來卷は其内容に疑ふべきもの多いと爲し、忠敬の名を加へて其派を盛んにせんと試みたものであらうとする。忠敬が福岡城に到いたのは文化九年八月と十年十月の二回である。但し藩主若しくは藩士の請に應じて測器供給に盡力した例は少なからずとも附記する。

又松宮俊仍及び大谷貞四郎との關係に就いても、伊能の文書中に全く見る所なしと説く。

大谷貞四郎が果して伊能の門人であつたとすれば、渡邊以親は何故に伊能流と稱せずして大谷流

と稱したかも疑問であるし、村田祖孫並に奥村増地が伊能の傳系を引いたと云ふ如き傳へは他には全く見られない。恐らく信するに足らぬ。

三三、村井昌弘、萬尾時春、松宮俊仍

傳來卷の渡邊以親添加の部に、村井昌弘から萬尾時春、萬尾から松宮俊仍へ系を引くと云ふのも亦甚だ受取り難い。

松宮俊仍には「分度餘術」の著がある。享保十三年の作である。松宮自らは北條氏如の門人と言つてゐる。氏如は氏長の季子で、享保年中の日本總圖の作は初め氏如が命を受け、尋いで建部賢弘が代つて其命を受けたのである。「寛政重修諸家譜」中の氏如の系圖を見れば、其れが思はれる。且つ「分度餘術」には建部が將軍へ上呈したのも録せられて居る。同書は賢弘に負ふ所が多いやうである。建部と北條氏如との關係、引いては松宮との關係も、直接か間接かは免も角、之を想定するに足るであらう。

萬尾時春の「規矩分等集」（享保七年）には細井廣澤の序がある。併し萬尾と松宮との關係に就いては、渡邊以親の叙述した外には知らるゝ所がない。

萬尾が村井昌弘の門人なりと云ふのも、亦同じ。此等は皆信するに足らないやうに思ふ。林鶴

一が測量術の來歴に關する諸篇中に於て、渡邊以親の記述を無條件に採用して居るのは實し難い。

三四、村田恒光と奥村増地、渡邊の叙述の信用

渡邊が村田光隆との關係を言ふのは姑く措き、村田恒光並に奥村増地との關係を言ふのも亦前後異同があり、信すべきや否やが判らない。嘉永中に渡邊と村田とが二三の著書を刊行した時の様子を見ても、其間に事情が有るらしくも見える。

渡邊は伊能を松宮の門人とし、伊能の系を引いたと云ふものを大谷流と言つてゐるが、黒田齊清關係の書類に於ては大谷流と云ふことは言ふが、伊能を關流と呼んでゐる。松宮が建部賢弘に負ふ所ありと思はれるので、其關係を指すのであらうか。此邊記は載通りに受取られぬやうである。

兎に角、渡邊の叙述は疑ふべきものが多い。大谷亮吉の「伊能忠敬」に見る所説が、今や甚だ注意すべきことである。大谷へ「傳來卷」を示したのは私であり、其内容に就いては幾たびか談話を交換したこともあつたが、今再び其問題に觸れて、懷舊の念に堪へない。

渡邊以親と奥村増地、村田恒光、内田五觀などとの測量術に關する行きさつ、事情は別の機會に説いて見たらう。

三五、結語。黒田齊清

福岡侯黒田齊清と測量術とに就いて、端なくも渡邊以親が引合に出ることにより、渡邊の叙述には信を措かぬものもあるので、勢ひ色々と論述しなければならなかつたのは、遺憾である。而も其邊の事情が明らかになつてこそ、こゝに始めて歴史の事實に直面し得られるのである。誠に止むを得ない。

このやうな事情はあるけれども、黒田樂善公が少壯の頃から測量術に注意し、堀田泉尹に物を尋ねたやうの事もあり、長崎の警備などに関しては砲術や船の事や、色々と測量等の必要をも感ずるやうになつたらうと思はれる。而も本草學に熱中して他に力を用ふることも餘裕に乏しかつたであらうが、眼疾に悩んで明を失ひ、致仕して閑居するに至つては、藩士へ測量の事など實試させたりなどして鬱を遣るやうにもなつたらう。福岡藩では寛文元祿中の星野實宣に續いて、儒官竹田氏が代々曆算に通ずるあり、門中から廣羽なども出るし、久間など云ふものも頭をもたける。樂善公が簡樸ながらも測器を改良工夫して、實地に試用せしめ、渡邊以親など引いては學ぶ所があり、弘化嘉永の頃に至り福岡で其事蹟が現はれると云ふ事にもなる。

且つ養子齊溥は薩藩主島津重豪の子であり、齊彬とは叔姪の間であるし、薩藩で頻りに科學的事項の攻究されたのも、亦刺激するところがあつたであらう。齊溥は弘化頃より人を長崎に派して世

界の形勢を察せしめ西洋の戰術を學んだり、安政中にも文學、算術、測量、天文、舍密、砲術、大砲製作、醫術等をも練習し、精練所や反射爐を設けるなど云ふ事になる。これ一には薩藩の影響もあつたらうが、又樂善公が本草や測量術に精進し、シーボルトと交つたりして洋學をも進めたりした事蹟の繼承も著しかつたであらう。これと同時に、さうなつて行く形勢が樂善公の測量術の事蹟の上にも關係がなかつたとは云はれまい。

齊溥は後に名を長溥と改め、明治二十年七十七歳で歿した。

昭和十七年七月十六日受領

(東北數學雜誌)

(註記、此篇は横書きであつたのを、縦組に直してもらつたので、稍々混雜することになつた。)

7931

昭和二十二年九月十六日 印刷
昭和二十二年九月二十日 發行

(日本測量術史の研究)

定價 六拾五圓

二一〇〇部

版權所有

著者

三上義夫

發行者

東京都中央區銀座西八ノ八
株式會社 恒星社 厚生閣
代表者 岡本正一

印刷者

宇都宮市西原町二九八七
佐藤辰雄

不許複製

發兌

東京都中央區銀座西八ノ八都ビル
電話銀座(57)三五六一六番

株式會社 恒星社 厚生閣

配給元

東京都千代田區神田淡路町二ノ九
日本出版配給株式會社

(太平印刷有限會社印行)

KI34-5

終

2